

亀山市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21911
- 3 路線名 川合40号線
- 4 道路の区間
  - (1) 起点 川合町字日之出宮47番26地先
  - (2) 終点 川合町字日之出宮16番35地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21912
- 3 路線名 川合41号線
- 4 道路の区間
  - (1) 起点 川合町字作千代治316番8地先
  - (2) 終点 川合町字作千代治316番3地先
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21913

3 路線名 川合42号線

4 道路の区間

(1) 起点 川合町字作千代治316番26地先

(2) 終点 川合町字作千代治316番17地先

5 重要な経過地 なし